

坂出市地域防災計画 参考資料

第20章 その他

20-1 坂出市職員の給与に関する条例（抜粋）

（災害派遣手当）

- 第15条の8 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員または大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が住所または居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合は、当該職員に災害派遣手当を支給する。
- 2 武力項関事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法183条において準用する場合を含む。）に規定する職員が住所または居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合は、当該職員に武力攻撃災害等派遣手当を支給する。
 - 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員が住所または居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合は、当該職員に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。
 - 4 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額は、前3項の職員が住所または居所を離れて本市の区域に滞在した期間および施設の利用区分に応じ、災害派遣手当の額の基準を定める件（昭和37年自治省告示第118号）（大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項の災害派遣手当にあっては、災害派遣手当の額の基準を定める件（平成25年内閣府告示第204号））に定める額とする。
 - 5 前項の期間は、当該職員が同項の施設に滞在を開始した日からこれを終了した日の前日までの期間とする。
 - 6 前各号に規定するもののほか、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

20-2 災害派遣手当の額の基準の改正について（通知）

（昭和7年3月13日消防災 第56号）

（各都道府県防災主幹部長あて消防庁総務課長通知）

標記のことについて、平成7年3月8日自治省告示第37号をもって別紙のとおり改定したので通知する。

都道府県におかれては、下記の事項に留意の上、その取扱に遺憾のないよう措置されたい。

記

- 1 災害派遣手当については、従来どおり、災害対策基本法施行令の趣旨に鑑み、日額旅費的な性格をもつものであること。
- 2 別紙の額の基準は、現行の国家公務員の旅費額および宿泊に要留守経費等を総合的に勘案して定めたものであること。
- 3 災害派遣手当においては、派遣される地域による地域差および派遣される職員の職務の等級による差は、取扱上考慮されていないものであること
- 4 災害派遣手当は、派遣を受けた地方公共団体がその定めるところにより支給する日額旅費、時間外勤務手当等により減額を行わないものであること。
- 5 昭和37年11月12日付け、消防庁総務課長通達（自消丙総発第231号「災害派遣手当の税法上の取扱について」）で通知しているとおり、災害派遣手当は、その性格上所得税の課税対象となり得ないものであること。
- 6 告示の“公用の施設またはこれに準ずる施設”とは、各種共済施設、職員研修宿泊施設、下宿等であり、“その他の施設”とは、旅館業法第2条ホテル営業および旅館営業の施設であること。
滞在を要する日数は派遣職員が派遣を受けた地方公共団体の地域内に到達の日から同地出発の日の前日までの期間であること。
- 7 なお、災害派遣手当の支給に関して、条例を定めていない地方公共団体、昭和37年以来改正していない地方公共団体が見受けられるが、当該団体は条例を整備すること。

別紙

施設の利用区分 派遣を受けた都道府県または市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

20-3 内閣府告示第204号

大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定め、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年8月20日）から施行する。

平成25年8月19日

内閣総理大臣 安倍晋三

施設の利用区分 派遣を受けた都道府県または市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円